

一般競争（指名競争）参加資格審査申請書類提出要領（測量等）

1 裁判所においては、「最高裁判所事務総局経理局長」に対して申請書類を提出し、資格決定通知書により資格が付与されたときは、全裁判所が発注する測量、建築関係建設コンサルタント業務及び地質調査について競争参加資格が認められます（個々の発注機関に対して申請する必要はありません。）。

2 定期申請の受付

原則としてインターネット方式により行います。

ただし、インターネット方式では対応していない申請（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始決定を受けた者で、競争参加資格の再認定を受けていない場合等）については、以下のとおり郵送又は持参での申請を受け付けます。

○インターネット受付専用ホームページURL

<https://www.pqrc.mlit.go.jp>

(1) 申請書類の受付時期

ア インターネット方式（原則）

平成30年12月3日（月）から平成31年1月15日（火）

イ 郵送の場合（アでは対応していない申請の場合）

平成30年12月3日（月）から平成31年1月31日（木）（当日消印有効）

ウ 持参の場合（アでは対応していない申請の場合）

平成30年12月3日（月）から平成31年1月31日（木）

(2) 申請の方法等

ア インターネット方式

インターネット受付専用ホームページからダウンロードして得た入力プログラムを用いて、資格審査申請用データを作成・送信する方法により申請する。

イ 郵送又は持参の場合

申請書類を郵送又は持参する方法により申請する。提出期限を厳守してください。

(ア) 郵送の場合

宛先 別紙「提出場所一覧表」のとおり

(イ) 持参の場合

・ 受付場所 別紙「提出場所一覧表」のとおり

・ 受付時間 午前9時30分から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 提出書類

ア 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）（様式第1の1、2及び3）

イ 添付書類

(ア) 業態調書（様式第2）

(イ) 測量等実績調書（様式第3）

(ウ) 技術者経歴書（様式第4）

(エ) 営業所一覧表（様式第5）

(オ) 登録証明書等（営業に関し、法令上必要とする証明書（証明年月日が申請書提出時から3か月以内のもの）の写し

(カ) 登記事項証明書（証明年月日が申請書提出時から3か月以内のもの）の写し

(キ) 財務諸表類

(ク) 納税証明書（証明年月日が申請書提出時から3か月以内のもの）

注1 納税証明書の様式

次の様式のうち、いずれか1枚（写し）を提出してください。

- ・ 国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3
- ・ 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2
- ・ 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3

注2 納税証明書の対象

- ・ 個人の場合 申告所得税及び復興特別所得税，消費税及び地方消費税
- ・ 法人の場合 法人税，消費税及び地方消費税

(ケ) 委任状（様式第6）（行政書士等の代理人による申請をする場合）

(コ) 測量等実績調書，技術者経歴書，営業所一覧表，登記事項証明書，登録証明書等及び財務諸表類については，測量法第55条の8による書類の写しを提出した場合，建設コンサルタント登録規程第7条等による現況報告書副本の写しを提出し，競争参加資格希望業種が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合には，書類の添付を省略することができる場合があります（詳細は，作成要領を参照してください。）

(4) 提出部数

原本1部・写し1部

(5) 提出に当たっての注意事項

ア 提出に当たっては，提出書類をクリップで留めてクリアファイルにはさみ，郵送（普通郵便で可）又は持参してください。

イ 提出書類の記載事項の審査基準日は，申請しようとする日の直前の営業年度の終了日（ただし「営業所一覧表」については申請日現在）とします。

(6) インターネット方式による場合

上記(3)から(5)の定めにかかわらず，インターネット受付専用ホームページからダウンロードして得た入力プログラムを用いて，資格審査申請用データを作成し，送信するものとし，(3)イの(ウ)から(ク)までに掲げる書類の提出をもって申請を受け付けます（同(コ)のとおり，書類の添付を省略することができます。）。

(7) 資格審査結果の通知及び資格の有効期間

ア 資格審査結果は，資格決定通知書の郵送により申請者に通知します。

イ 資格の有効期間は，平成31年4月1日から令和3年3月31日までとなります。

3 随時申請の受付

(1) 受付期間

平成31年2月1日から令和3年3月31日

(2) 申請の方法等

申請書類を郵送又は持参する方法により申請する。

(3) 提出書類，提出部数及び提出に当たっての注意事項

定期申請と同様とします。ただし，納税証明書の提出について，新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の影響を受けた申請者が国税の猶予制度（国税通則法（昭和37年法律第66号）に基づく納税の猶予，国税徴収法（昭和34年法律第147号）に基づく換価の猶予又は新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）に基づく特例猶予をいいます。）の適用を受けたため，2(3)イ(ク)の書類を提出できない場合は，納税の猶予許可通知書又は国税通則法施行規則別紙第9号書式その1の提出で足りる。

(4) 資格審査結果の通知及び資格の有効期間

- ア 資格審査結果は、資格決定通知書の郵送により申請者に通知します。
- イ 資格の有効期間は、資格決定の日から令和3年3月31日までとなります。

申請に関する問い合わせ先

〒102-8651 東京都千代田区隼町4-2

最高裁判所事務総局経理局営繕課契約係

TEL 03-3262-0109

受付時間：午前9時30分から午後5時まで（正午から午後1時を除く。）

(別紙)

提出場所一覧表

受付対象	提出場所	郵便番号・住所	電話番号
東京都，神奈川県，埼玉県，千葉県，茨城県，栃木県，群馬県，静岡県，山梨県，長野県，新潟県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	東京高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒100-8933 東京都千代田区 霞が関1-1-4	03-3581-1546
大阪府，京都府，兵庫県，奈良県，滋賀県，和歌山県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	大阪高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒530-8521 大阪府大阪市北 区西天満2-1-10	06-6316-2553
愛知県，三重県，岐阜県，福井県，石川県，富山県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	名古屋高等裁判 所事務局 会計課営繕係	〒460-8503 愛知県名古屋市 中区三の丸1-4-1	052-203-0162
広島県，山口県，岡山県，鳥取県，島根県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	広島高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒730-0012 広島県広島市中 区上八丁堀2-43	082-221-2449
福岡県，佐賀県，長崎県，大分県，熊本県，鹿児島県，宮崎県，沖縄県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	福岡高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒810-8608 福岡県福岡市中 央区六本松4-2-4	092-781-3731
宮城県，福島県，山形県，岩手県，秋田県，青森県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	仙台高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒980-8638 宮城県仙台市青 葉区片平1-6-1	022-745-6249
北海道に本社があり，主として北海道内での受注を希望する者	札幌高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒060-0042 北海道札幌市中 央区大通西11	011-290-2108
香川県，徳島県，高知県，愛媛県に本社があり，主としてこれらの地域内での受注を希望する者	高松高等裁判所 事務局 会計課営繕係	〒760-8586 香川県高松市丸 の内1-36	087-851-1647
上記の受付対象区分のいずれにも該当しない者又は全国での受注を希望する者	最高裁判所 事務総局経理局 営繕課契約係	〒102-8651 東京都千代田区 隼町4-2	03-3262-0109